

流行状況の把握と情報の公表

県感染症情報センター

声なき感染症を知る

◆9◆

◆9◆

◆9◆

◆9◆

◆9◆

◆9◆

▽感染症発生動向調査とは
法律に記載される感染症は
111種の疾患で、病原体の
重篤度や感染力により、一類
〜五類に分類されています。
このうち、重篤度は高いが頻
度はそれほどでもない一類か
ら四類と五類の一部について
は、医師が患者情報を保健所
に届け出ることが義務付け
られています。また、重篤度
は低く、患者のすべてを把握
する必要がない五類に分類さ
れる多くの疾患は、指定され
た医療機関からのみ患者の情
報が報告されます。

また、地方衛生研究所(奈
良県では県保健研究センタ
ー)では、病原体の検査・分
析を行い、患者情報に病原体
の情報に加え、正確な流行情
報を作り上げているのです。
その後、患者や病原体情報
は、全国に設置された「地方感
染症情報センター」
を通じて、国立感染症
研究所(東京)にある
感染症疫学センタ
ーに集められ、全国集
計が行われます。

▽感染症法の成立
かつて、わが国の感染症対
策は、「伝染病予防法」(明
治30〜1897年に制定)
に基づいて行われていました
が、新たな病原体の出現や移
動手段の発達による輸入感染
症への対策には不十分で、感
染症の発生・拡大に備えるこ
とができる法体系の整備が望
まれていました。
そこで、平成11年(1999
年)に新たな法律として
「感染症の予防及び感染症の
患者に対する医療に関する法
律(感染症法)」が施行され
ました。
その中には、全国の地方衛
生研究所がこれまで実施して
きた「感染症発生動向調査」
を感染症対策と位置付け、地
域の流行状況を把握し、県民
や医療機関関係者に迅速に情
報を提供・公表することで、
蔓延(まん)延を防止すると明
記されました。

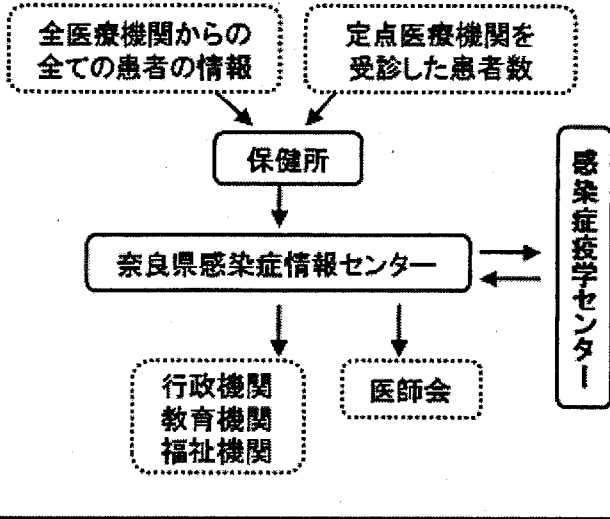
この結果は、速やか
におのおのの地方
感染症情報センタ
ーに還元され、地域の
感染症情報として医師会や関
係機関に公表され適切な医療
に役立てられているのです。

▽把握と公表の必要性

歯止めがかからないエボラ
出血熱▽近隣諸国で未だに患
者が発生している狂犬病▽突
如、国内流行したデング熱▽突
など、わが国を取り巻く状況
は恒に病原体の進入の危険と
隣り合わせにあることから、
平素から国内の患者発生や流
行状況を把握し、情報を公表
することが被害を最小限にし
るため必要なのです。
(県感染症情報センター)
|| 第2木曜日掲載 ||

▼おことわり 「感染症情
報」は休みます。

感染症発生動向調査の情報の流れ



▽感染症法の成立
かつて、わが国の感染症対
策は、「伝染病予防法」(明
治30〜1897年に制定)
に基づいて行われていました
が、新たな病原体の出現や移
動手段の発達による輸入感染
症への対策には不十分で、感
染症の発生・拡大に備えるこ
とができる法体系の整備が望
まれていました。
そこで、平成11年(1999
年)に新たな法律として
「感染症の予防及び感染症の
患者に対する医療に関する法
律(感染症法)」が施行され
ました。
その中には、全国の地方衛
生研究所がこれまで実施して
きた「感染症発生動向調査」
を感染症対策と位置付け、地
域の流行状況を把握し、県民
や医療機関関係者に迅速に情
報を提供・公表することで、
蔓延(まん)延を防止すると明
記されました。

この結果は、速やか
におのおのの地方
感染症情報センタ
ーに還元され、地域の
感染症情報として医師会や関
係機関に公表され適切な医療
に役立てられているのです。

▽把握と公表の必要性

歯止めがかからないエボラ
出血熱▽近隣諸国で未だに患
者が発生している狂犬病▽突
如、国内流行したデング熱▽突
など、わが国を取り巻く状況
は恒に病原体の進入の危険と
隣り合わせにあることから、
平素から国内の患者発生や流
行状況を把握し、情報を公表
することが被害を最小限にし
るため必要なのです。
(県感染症情報センター)
|| 第2木曜日掲載 ||

▼おことわり 「感染症情
報」は休みます。